

## 【国土・環境委員会】

### (1) 審議概観

第145回国会においては、本委員会から法律案1件を提出した。また、本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議2件）、本院議員提出1件、衆議院建設委員長提出1件の合計10件であり、内閣提出8件、衆議院建設委員長提出1件を可決した。

また、本委員会付託の請願13種類177件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢に鑑み、引き続きこれらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限の延長、奄美群島振興開発計画の改訂、新たな小笠原諸島振興開発計画の策定等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

**都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案**は、都市の再開発が防災、居住環境、景観等の機能の充実、改善を図るとともに、民間投資を誘発する効果も大きく内需主導の景気回復を図る上でも大きな役割を担うことが期待されることから、民間事業者が取り組む都市の再開発を積極的に推進するため提出されたものであり、市街地再開発事業等に対する都市開発資金無利子貸付制度の創設、民間都市開発推進機構の土地取得業務に係る取得期限の3年間の延長、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行制度の創設等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、都市開発関連4法を一括提案した背景、再開発事業等における地方分権及び住民参加の在り方、民間都市開発推進機構が行う土地取得譲渡業務の現状と課題等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

**鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案**は、最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、著しく増加し、又は減少した鳥獣について長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るとともに狩猟者の減少防止に資するため、特定の鳥獣の保護管理に関する計画制度の創設及び狩猟免許制度の改善を行おうとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、本法律案の背景と必要性、保護管理計画の策定手続、エゾシカの実態、鳥獣による農林業被害の実態等について質疑の後、福本理事（公明）より、附則に検討条項を設ける修正案が提出され、修正案に対する質疑を行い、討論の後、多数をもって修正議決した。なお、附帯決議を付した。

**住宅の品質確保の促進等に関する法律案**は、住宅に対する消費者の意識が高まる中、欠陥住宅問題等の住宅に関するトラブルが増加していることから、住宅購入者と専門業者の間の住宅に関する情報格差を是正していくことなどにより、良質な住宅ストックの整備を推進することが重要な課題となっていることから提出されたものであり、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、

住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めを行おうとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行い、日本住宅性能表示基準に定めるべき内容、瑕疵の立証責任の在り方、建築基準法の運用を含めた総合的な欠陥住宅対策等について質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

**海岸法の一部を改正する法律案**は、総合的な視点に立った海岸の管理及びその充実を図るため、海岸の管理の内容として、海岸環境の整備及び保全並びに公衆の海岸の適正な利用を位置付けるとともに、海岸の保全に関し、海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画を定めることとするほか、海岸保全区域外の公共海岸の区域を対象とする一般公共海岸区域の制度の創設、海岸の管理における市町村の参画の促進、主務大臣による海岸保全区域に関する管理等の特例等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、海岸環境保全の方策、市町村が行う海岸管理への支援等について質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

**環境事業団法の一部を改正する法律案**は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて最近における地球環境問題等をめぐる情勢に適切に対応するため、環境事業団の業務として、地球温暖化対策の推進に特に資すると認められる緑地を設置し、及び譲渡する業務を追加するとともに、資金の貸付けに係る業務を廃止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、環境問題の今日的な課題に環境事業団が果たす役割、融資業務移管に伴う影響等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

**都市基盤整備公団法案**は、「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年6月閣議決定）に基づき、住宅・都市整備公団を解散して都市基盤整備公団を設立し、大都市地域等における都市の基盤整備としての市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理、都市公園の整備等の業務を行わせようとするものであり、民間による供給が見込まれる分譲住宅業務については、再開発等に伴い必要なものを除き、撤退することとしている。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、新公団の目的、賃貸住宅の家賃等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**は、特定の化学物質について、事業者による自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するため、事業者による届出等による環境への排出量等の把握並びにその性状及び取扱いに関する情報の提供の措置等を講じようとするものであるが、衆議院において、①特定化学物質を定める政令は、人の健康に係る被害等が未然に防止されることとなるよう配慮すること。②事業者からの届け出は、営業秘密に係る請求がある場合を除き都道府県知事を経由しなければならないものとする。等の修正が行われた。

本法律案の審査に当たっては、経済・産業委員会との連合審査会を行ったほか、委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、衆議院修正部分の評価、届出事項の正確性を期すための措置、対象物質の範囲、選定方法等について質疑を行った後、小川理事（民主）より、化学物質の届け出は、営業秘密に係る場合を除き、都道府県知事を経由して環境庁長官及び通商産業大臣とする。届け出られた事項は、主務大臣及び都道府県知

事に通知するとともに、公表すること。等を内容とする修正案が、また、岩佐委員（共産）より、排出量等の届け出先を都道府県知事や指定都市等の市長とする。営業秘密の判断は、特定化学物質情報公開審査会の議を経て環境庁長官が行うこととする。等を内容とする修正案がそれぞれ提出され、討論の後、修正案はいずれも否決し、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議を付した。

また、本法律案の対案として、**化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案**が提出され、一括議題として審査を行ったが、質疑終局前、発議者から申し出があり撤回を許可した。

**ダイオキシン類対策特別措置法案**は、所沢市のダイオキシン類による野菜汚染や産業廃棄物処理施設郡からの排出問題、大阪府能勢町のごみ焼却施設周辺土壌の高濃度汚染問題などが大きな社会問題となり、ダイオキシン類対策の充実強化は緊急の課題となっているが、本法案は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ろうとするものであって、ダイオキシン類に関する耐容一日摂取量を、4ピコグラム以下で政令で定める値とすることとしている。

委員会においては、草案の趣旨説明を聴いた後、予算を伴うものであることから内閣の意見を聴き、本委員会提出の法律案とすることに異議無く決定した。

**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案**は、わが国の財政状況が極めて厳しいなか、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに民間事業者の事業機会を創出し、国民経済の発展に寄与するために提案されたもので、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置等を講じようとするものであり、委員会においては、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

#### 〔国政調査等〕

3月4日、関谷建設大臣から建設行政の基本施策及び国土行政の基本施策について、川崎北海道開発庁長官から北海道開発行政の基本施策について、真鍋環境庁長官から環境行政の基本施策についてそれぞれ所信を聴き、政府委員から公害等調整委員会の業務について説明を聴いた。

同月9日、建設行政の基本施策及び国土行政の基本施策について質疑を行い、生活空間倍增戦略プランと地域戦略プランの概要と関係、住宅・都市整備公団保有地の不良債権化問題、公共事業費の各省庁別シェアと配分の見直し、国土庁に計上の推進費の配分と執行方法、公共事業の説明責任向上行動指針策定の経緯と目的、生活福祉空間づくり大綱による建設省の取組と進捗状況、自然環境と道路・河川行政との調和、21世紀へ向けての建設業の改革について建設省の方針、提言「日本経済再生への戦略」についての政府の取組姿勢、住宅金融公庫の住宅ローン返済困難者対策、建設業退職金共済制度の運用実態、圏央道八王子城址トンネルの建設に伴う問題、首都圏における大規模地震対策、大深度地下利用に当たっての取組と課題、地方分権の推進に向けての直轄事業の見直しと今後の対応、国際都市形成構想21世紀に向けた沖縄のグランドデザイン等が取りあげられた。

同月11日、北海道開発行政の基本施策、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務について質疑を行い、省庁再編後の北海道開発行政、農薬の内分泌攪乱作用について調査の必要性、ダイオキシンの発生源ごとの対策の実態、道路交通騒音の実態と幹線道路近接空間の特例を設けることとした経緯、白神山地地域での低空飛行とイヌワシへの影響、化学物質の排出量の届け出先が多省庁になることの懸念、P R T R法の立案に向けての環境庁長官の決意、学校給食の食材についてのダイオキシン調査の必要性、地球温暖化問題を念頭においたライフスタイル変化への取組、北海道における経済の現状と公共事業を中心とする経済対策の効果、建設廃棄物の不法投棄についての対策、河川法改正に伴う河川整備の方向と環境への影響、沖縄県における赤土流出防止対策事業の概要と事業効果等が取りあげられた。

4月13日、質疑を行い、ダイオキシン対策基本指針に基づく発生源対策や各種基準設定の作業状況、公共事業の入札・談合の実情、建設省OBの建設業界への天下り問題、白神山地入山規制の実情と管理計画の見直し、ダイオキシン総量削減の見通し、T D Iと大気、水質、土壌の環境基準の設定方法、未規制の小型産業廃棄物施設への対応、産業廃棄物処理施設の排出実態に対する大気汚染防止法の実効性、産廃業者神環保への国費投入問題等が取りあげられた。

また、3月12、15日の両日、予算委員会から委嘱を受けた総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫関係予算について審査を行い、高山植物の盗掘防止のための方策、ダイオキシン類の耐容一日摂取量の統一的基準の必要性、開発と保全の両立についての認識、苫小牧東部開発株式会社の経営悪化に対応できなかった理由、気象庁が収集する気象データの一般への公開状況、沖縄の国際サンゴ礁研究モニタリングセンター構想の概要、公共事業の重点化についての見解、シックハウス症候群についての対策、元請け企業倒産についての対策、琵琶湖の総合保全についての今後の対策等について質疑が行われた。

## (2) 委員会経過

### ○平成11年3月4日（木）（第1回）

- 国土整備及び環境保全等に関する調査を行うことを決定した。
- 建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について関谷国務大臣から、北海道開発行政の基本施策に関する件について川崎北海道開発庁長官から、環境行政の基本施策に関する件について真鍋環境庁長官からそれぞれ所信を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務に関する件について政府委員から説明を聴いた。

### ○平成11年3月9日（火）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について関谷国務

大臣、政府委員、労働省当局及び参考人住宅・都市整備公団理事島崎勉君に対し質疑を行った。

#### ○平成11年3月11日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 北海道開発行政の基本施策に関する件、環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務に関する件について川崎北海道開発庁長官、真鍋環境庁長官、政府委員、農林水産省及び林野庁当局に対し質疑を行った。

#### ○平成11年3月12日（金）（第4回）

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）  
（総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁）、運輸省所管（気象庁、港湾整備特別会計）、北海道東北開発公庫）について川崎国務大臣、真鍋環境庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、川崎北海道開発庁長官、真鍋環境庁長官、政府委員、林野庁当局及び参考人北海道東北開発公庫総裁濱本英輔君に対し質疑を行った。

#### ○平成11年3月15日（月）（第5回）

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）  
（総理府所管（国土庁）、建設省所管及び住宅金融公庫）について関谷国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、農林水産省、文部省、運輸省及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。  
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について関谷国土庁長官から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成11年3月16日（火）（第6回）

- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について関谷国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成11年3月23日（火）（第7回）

- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第7号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について関谷建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年3月30日（火）（第8回）

- 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について関谷建設大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第12号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成11年4月13日（火）（第9回）

- ダイオキシン対策に関する件、入札談合及び建設省の天下り問題に関する件、白神地域の保全に関する件、廃棄物処理等に関する件、神環境問題に関する件等について真鍋環境庁長官、関谷建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）について真鍋環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月15日（木）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）について真鍋環境庁長官、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○平成11年4月20日（火）（第11回）

- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）について参考人 林野庁森林総合研究所東北支所保護部長・自然環境保全審議会臨時委員三浦慎悟君、日本獣医畜産大学獣医畜産学部獣医学科野生動物学教室専任講師羽山伸一君、財団法人日本自然保護協会保護部長吉田正人君及び財団法人世界自然保護基金日本委員会自然保護室員草刈秀紀君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律案（閣法第63号）について関谷建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月27日（火）（第12回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律案（閣法第63号）について参考人京都大学名誉教授・福山大学工学部教授巽和夫君及び弁護士・日本弁護士連合会住宅性能表示・保証制度に係る住宅紛争審査会検討ワーキンググループ座長平山正剛君から意見を聴き、両参考人、関谷建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。  
（閣法第63号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし  
欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

- 海岸法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について関谷建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月13日（木）（第13回）

- 海岸法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について関谷建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- 環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について真鍋環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月20日（木）（第14回）

- 海岸法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について関谷建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。  
（閣法第24号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連  
反対会派 なし  
欠席会派 参院

なお、附帯決議を行った。

- 環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。  
（閣法第75号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者福本潤一君及び真鍋環境庁長官に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。  
（閣法第53号）賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院  
反対会派 民主、共産、二連

なお、附帯決議を行った。

○平成11年5月25日（火）（第15回）

- 都市基盤整備公団法案（閣法第31号）（衆議院送付）について関谷建設大臣から趣旨

説明を聴いた。

- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○平成11年5月27日（木）（第16回）

- 都市基盤整備公団法案（閣法第31号）（衆議院送付）について参考人横浜国立大学工学部教授小林重敬君、全国公団住宅自治会協議会事務局長井上紘一君、中部大学工学部教授・JWA建築・都市設計代表渡辺純君及び埼玉大学経済学部教授岩見良太郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

#### ○平成11年6月1日（火）（第17回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市基盤整備公団法案（閣法第31号）（衆議院送付）について関谷建設大臣、政府委員、参考人住宅・都市整備公団総裁牧野徹君、同公団理事今泉浩紀君、同公団理事福田秀文君、同公団理事荒田建君、同公団理事増山雍二君、同公団理事平岡哲也君及び同公団理事島崎勉君に対し質疑を行った。

#### ○平成11年6月3日（木）（第18回）

- 都市基盤整備公団法案（閣法第31号）（衆議院送付）について関谷建設大臣、政府委員、参考人住宅・都市整備公団総裁牧野徹君、同公団理事今泉浩紀君、同公団理事荒田建君及び同公団理事島崎勉君に対し質疑を行った。

#### ○平成11年6月8日（火）（第19回）

- 都市基盤整備公団法案（閣法第31号）（衆議院送付）について関谷建設大臣、政府委員、環境庁当局、参考人住宅・都市整備公団総裁牧野徹君、同公団理事増山雍二君、同公団理事伊藤英昌君、同公団理事荒田建君、同公団理事島崎勉君、同公団理事福田秀文君、同公団理事下田公一君及び同公団理事今泉浩紀君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第31号）賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派 民主、共産

なお、附帯決議を行った。

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について真鍋環境庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大口善徳君から説明を聴いた。
- 化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）について発議者参議院議員清水澄子君から趣旨説明を聴いた。
- また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○平成11年6月10日（木）（第20回）

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）及び化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参

第17号) について経済・産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した。

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）

以上両案について参考人中央環境審議会環境保健部会長井形昭弘君、高崎経済大学経済学部講師水口剛君、横浜国立大学環境科学研究センター教授中西準子君及び横浜国立大学工学部教授浦野紘平君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

#### ○平成11年6月29日（火）（第21回）

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員清水澄子君、修正案提出者衆議院議員大口善徳君、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

---

#### ○平成11年7月1日（木）（国土・環境委員会、経済・産業委員会連合審査会第1回）

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員清水澄子君、修正案提出者衆議院議員福留泰蔵君、同大口善徳君、与謝野通商産業大臣、真鍋環境庁長官、政府委員、科学技術庁及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

- 本連合審査会は今回をもって終了した。

---

#### ○平成11年7月6日（火）（第22回）

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）

以上両案について修正案提出者衆議院議員大口善徳君、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

- 化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）の撤回を許可した。
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第88号） 賛成会派 自民、公明、共産、自由、参院、二連

反対会派 民主、社民

なお、附帯決議を行った。

- ダイオキシン類対策特別措置法案の草案について委員長から説明を聴き、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成11年7月22日（木）（第23回）

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について提出者衆議院建設委員長平田米男君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院建設委員長代理小杉隆君、同佐田玄一郎君、関谷国土庁長官、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第21号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

○平成11年8月13日（金）（第24回）

- 請願第280号外176件を審査した。
- 国土整備及び環境保全等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）**

**【要 旨】**

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこれらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限の延長等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

- (1) 奄美群島振興開発計画の計画期間を現行法の5箇年から10箇年に延長する。
- (2) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収を地方交付税により補てんする措置を講ずる。
- (3) 法律の有効期限を5箇年延長し、平成16年3月31日までとする。

2 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

- (1) 小笠原諸島振興開発計画の計画期間を平成11年度を初年度として5箇年とする。
- (2) 法律の有効期限を5箇年延長し、平成16年3月31日までとする。

**【附 帯 決 議】**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 奄美群島振興開発計画の改定及び小笠原諸島振興開発計画の策定に当たっては、住民の生活基盤の強化と福祉の向上及び教育の充実を図るとともに、地元市町村の意向を十分に尊重すること。

また、その計画の進捗状況を把握し、本法有効期限以降の制度及び各種施策の在り方

について検討を行うこと。

2 振興開発事業については、沖縄との均衡を考慮しつつ補助率、補助採択基準等について十分な配慮をするとともに、事業の効率的展開に資するよう当該自治体の基盤強化を図ること。

3 奄美群島の特性を生かした産業の振興を図るため、大島紬等地場産業の育成に努めること。

また、農林水産業、観光・リゾート産業等の開発・推進及び流通の改善に資するよう農業基盤、交通基盤等の整備を強力に推進すること。

さらに、奄美群島振興開発基金については、出資業務の在り方の検討を含め、基金の業務の効率化を図るとともに、その充実強化に努めること。

4 小笠原諸島における産業の振興を図るため、交通施設、農漁業施設、観光施設等の整備に特段の配慮をすること。

なお、空港整備構想の推進を図るため諸課題の解決に努めるとともに、自然環境の保全にも十分留意すること。

右決議する。

## 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

### 【要 旨】

本法律案は、民間事業者等によって行われる都市の再開発を促進するため、市街地再開発事業等に対する都市開発資金無利子貸付制度の創設、民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）の土地取得業務に係る取得期限の延長、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行制度の創設等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

(1) 市街地再開発事業及び土地区画整理事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度を創設・拡充し、市街地再開発事業に係る個人施行者又は組合が施行するものの事業費及び市街地再開発事業に係る保留床、土地区画整理事業に係る保留地を管理する法人が当該保留床、保留地を取得するのに必要な費用について、地方公共団体が当該事業施行者等に対し貸付けを行う場合において、国は、当該地方公共団体に対し、その必要な資金を貸し付けることができるものとする。また、平成11年度における特例措置として、本無利子貸付制度において、国は、地方公共団体が行う貸付けに必要な額を全額負担することができるものとする。

(2) 国は、民間都市機構に対する貸付金でその参加業務に要する資金について、特に必要があると認めるときは、その償還を一括償還の方法によるものとすることができるものとする。

#### 2 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正

(1) 民間都市開発事業を施行しようとする者は（事業者に土地を譲渡・賃貸する目的で事業用地を集約化しようとする者を含む。）、従前から所有権等を有する土地とこれに隣接する土地を合わせて民間都市開発事業の事業用地としようとする場合、当該土地の形状、面積等を適正化する計画を作成し、建設大臣の認定を申請することができる

ものとする。この場合において、民間都市機構による資金のあっせん等の支援措置及び税制に係る特例措置を講ずるものとする。

- (2) 民間都市機構の土地取得譲渡業務のうち、事業見込地の取得を行うことができる期限を平成14年3月31日まで延長するとともに、同機構による道路事業の見込地を取得する制度を創設し、国は、一定の道路整備に関する費用について、道路整備特別会計からの無利子貸付を同機構に対し行うことができるものとする。

### 3 土地区画整理法の一部改正

- (1) 土地区画整理組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立ち、7人以上共同して定款及び事業基本方針を定め、当該組合設立に関する都道府県知事の認可を受けることができるものとする。
- (2) 市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域を施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、土地区画整理事業と市街地再開発事業を一体的に施行すべき土地の区域を定めることができるものとする。
- (3) 土地区画整理士技術検定の実施に係る事務に関し、建設大臣は、指定検定機関を一に限り指定し、これを行わせることができるものとする。

### 4 都市再開発法の一部改正

- (1) 市街地再開発組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立ち、5人以上共同して定款及び事業基本方針を定め、当該組合設立に関する都道府県知事の認可を受けることができるものとする。
- (2) 市街地再開発事業の転出者に対する補償金等に係る利息相当額の算出に際して、物価変動に應ずる修正率を加味した方法に見直すものとする。
- (3) 特定建築者制度を拡充し、施行者は従前の権利者がすべてを取得するもの以外の施設建築物の建築を他の者に行わせることができるものとする。
- (4) 土地区画整理事業との一体的施行制度を創設し、土地区画整理事業における換地計画に基づき仮換地として指定された土地（以下「特定仮換地」という。）を含む土地の区域においては、当該特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利を、施行地区又は施行区域内となるべき区域内の土地に関する権利とみなし、これを特定仮換地に係る土地に関する権利に代えて市街地再開発事業を施行するものとする。

### 5 施行期日

この法律は、平成11年4月1日から施行するものとする。ただし、4の(2)及び(3)については、公布の日から起算して3月を超えない範囲において政令で定める日から、3の(2)及び(3)並びに4の(4)については、公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとする。

#### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 民間主導による都市再開発を促進し、土地の流動化を図るため、民間事業者、地方公共団体等に対する改正内容の周知徹底を図るとともに、今後とも制度の充実に配慮すること。また、都市計画・事業制度等都市政策のあり方については、その制度体系に関し一層のわかりやすさと利便性の確保を念頭に検討を進めること。

- 2 都市再開発事業・土地区画整理事業については、地方分権や地域住民の参加、地域社会の機能維持を基本としつつ、迅速な事業展開の方策を検討すること。
- 3 再開発事業等における施行者の資金能力や事業の安定化を図るため、都市開発資金貸付制度の充実に配慮すること。また、まちづくりに係る補助金制度については、その統合化・簡素化を積極的に進めること。
- 4 民間都市開発推進機構が行う土地取得譲渡業務については、その業務が適正に遂行されるよう指導を徹底するとともに、一層の情報開示に努めること。また、同機構が取得した土地については、事業化への検討を積極的に進め、譲渡等の促進を図ること。
- 5 事業用地適正化計画の建設大臣認定制度については、地方公共団体の意向にも十分配慮すること。
- 6 土地区画整理組合及び市街地再開発組合の事業準備段階における設立に当たっては、地権者等関係住民に対し、事業基本方針等についての十分な説明を行うなど、理解を得るよう努めること。
- 7 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の一体的施行に際しては、関係権利者の意向を十分尊重して事業を行うよう指導を徹底すること。
- 8 まちづくりに関する専門家の育成・確保等支援体制の強化に努めるとともに、土地区画整理事業に関する技術検定においては、指定検定機関による業務が適正に行われるよう指導すること。
- 9 再開発事業においては、権利変換をせずに転出を希望する権利者等の事業施行後における生活の安定・再建が図られるよう、補償金その他救済の措置について十分配慮すること。  
右決議する。

## 海岸法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

### 【要 旨】

本法律案は、総合的な視点に立った海岸の管理及びその充実を図るため、海岸の管理の内容として、海岸環境の整備及び保全並びに公衆の海岸の適正な利用を位置付けるとともに、海岸の保全に関し、海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画を定めることとするほか、海岸保全区域外の公共海岸の区域を対象とする一般公共海岸区域の制度の創設、海岸の管理における市町村の参画の促進、主務大臣による海岸保全区域に関する管理等の特例等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 目的の追加

従来は海岸の「防護」だけであった海岸法の目的に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を追加する。

#### 2 一般公共海岸区域制度の創設

公共の用に供されている国有の海岸を「公共海岸」と規定し、海岸保全区域以外の公共海岸の区域を対象とする「一般公共海岸区域」の制度を創設する。

#### 3 海岸保全に関する基本方針及び基本計画

海岸の保全に関し、主務大臣が海岸保全基本方針を、都道府県知事が海岸保全基本計画を定めることとし、併せて地域の意見等を反映するための手続を導入する。

#### 4 海岸管理における市町村参画の促進

市町村長が海岸の日常的な管理を行うことができる制度を導入する。

#### 5 海岸保全区域に関する管理等の特例

国土保全上極めて重要で地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適當な海岸（政令で沖ノ鳥島を指定予定）については、国が全額負担の上、直接管理できる制度を創設する。

#### 6 その他

海岸の適正な保全のため、海岸の汚損その他の一定の行為の禁止、油濁事故処理等の海岸の維持のために必要な諸制度の導入等を図るとともに、砂浜の保全、回復や海岸環境と利用に配慮した海岸の整備を進めるため、海岸保全施設の定義及び技術上の基準を見直す。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 海岸保全基本方針の策定に当たっては、海岸環境の重要性にかんがみ、環境庁との連携を密にするとともに、海岸に関し高い識見のある者から幅広く意見を聴き、海岸環境の保全に特に努めること。また、海岸保全基本計画の策定に当たっては、地域の実情に即した海岸の管理がなされるよう十分配慮すること。
- 2 離岸堤、人工リーフ等の海岸保全施設に係る整備事業の実施に当たっては、総合的な土砂管理対策が適切に推進されるなかで、海岸・海洋環境の保全に配慮しつつ、効果的かつ効率的に行うこと。
- 3 市町村が行う海岸の管理については、当該市町村における適切な管理が確保されるよう地方交付税等の措置の配慮を含め、その支援に万全を期すこと。
- 4 限られた財源のなかで海岸事業の効果的な実施を図るため、コスト縮減等技術開発に努め、美しく安全でいきいきした海岸の実現を目指し、総合的な視点から海岸事業の充実に努めること。

右決議する。

### 都市基盤整備公団法案（閣法第31号）

#### 【要旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、住宅・都市整備公団を解散して新たに都市基盤整備公団を設立し、地方公共団体、民間事業者等との協力及び役割分担の下、大都市地域等における居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善、賃貸住宅の供給等を効率的、合理的な執行体制により行わせようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 大都市地域等における市街地の整備改善

都市基盤整備公団（以下「新公団」という。）は、公共施設の整備又は土地の整序を伴う敷地の整備、宅地の造成等を行うこととし、建築物の整備については、再開発のため必要なもの等を除いて民間にゆだねる。

#### 2 住宅の供給

分譲住宅業務からは原則撤退し、国の施策上特に必要な賃貸住宅の供給に限定する。また、住宅・都市整備公団が管理している賃貸住宅については、新公団が承継し管理、建替え等を行うこととし、建替えに当たっては再入居後の家賃の減額措置を講ずるなど居住者の居住の安定に配慮する。

### 3 賃貸住宅の家賃の決定

低所得高齢者等のための減免措置を講じつつ、市場家賃を基準とする方式を採ることとする。新規入居者の家賃は近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう設定し、家賃を変更しようとする場合には近傍同種の住宅の家賃、変更前の家賃等を総合的に勘案して定める。

### 4 業務の実施

地方公共団体との連携を強化するため、賃貸住宅の建替えに際しての公営住宅の併設、入居のあっせん等を行うとともに、地方公共団体等を支援しつつ市街地の整備改善を円滑に推進するため、調査、調整、技術提供等の受託業務の促進策等を講ずる。

### 5 その他

組織・業務運営を合理化するため理事定数の削減、運営委員会の設置等の措置を講ずるほか、新公団の設立に伴う経過措置等所要の措置を講ずる。

## 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 政府は、国民生活の安定向上のためには住宅政策を通じた福祉の増進が不可欠であることを踏まえ、公団賃貸住宅、公営住宅等の適切な役割分担と連携に配慮しつつ、大都市地域等において居住水準の向上が必要な世帯等のために、良質な公共賃貸住宅を計画的に供給するよう努めること。
- 2 都市基盤整備公団（以下「新公団」という。）は、既存の賃貸住宅団地について、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。また、老朽化した賃貸住宅の建替えや住戸改善に当たっては、居住者の居住の安定に努めること。
- 3 新公団は、賃貸住宅の家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免や建替えに伴う急激な家賃の上昇の抑制については、居住者が安心して住み続けることができるよう十分に配慮すること。
- 4 新公団は、地方公共団体等が推進するまちづくりを支援する業務に積極的に取り組むとともに、賃貸住宅の建替えに併せた公営住宅や福祉施設等の整備への協力に努めること。
- 5 新公団は、市街地の整備改善に関する業務の実施に当たっては、事業の有効性、経済性等を確保するため、可能な限り初期の段階から地方公共団体、民間都市開発推進機構、民間事業者等との協力及び適切な役割分担を図り、リスク負担の明確化に配慮するとともに、関係権利者の意思が十分反映されるよう努めること。
- 6 新公団は、用地の取得等既に事業に着手している分譲住宅団地について、事業の見通しや採算性について再評価を行い、必要な計画の見直しを行うよう努めること。併せて、

住宅建設工事未着工用地の管理を徹底し、有効活用に努めること。

- 7 新公団は、公団関連業務に従事する関係法人について、新公団発足後3年以内を目途に出資の見直しや整理合理化の推進に努めること。また、公団関連業務の業務契約について、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とすることにより、民間事業者の業務機会の拡大に努めること。
- 8 新公団に置かれる運営委員会に関しては、公正中立性を確保した権限の行使がなされるよう十分に配慮すること。また、新公団は、関係法人を含め、財務内容等の情報公開を積極的に進め、国民のニーズを踏まえた国民に分かりやすい業務運営を行うよう努めること。

右決議する。

## 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）（先議）

### 【要 旨】

本法律案は、最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、著しく増加し、又は減少した鳥獣について長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るとともに狩猟者の減少防止に資するため、特定の鳥獣の保護管理に関する計画制度の創設及び狩猟免許制度の改善の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 特定鳥獣保護管理計画制度の創設

##### (1) 特定鳥獣保護管理計画の樹立

都道府県知事は、当該都道府県の区域内において著しく増加し、又は減少した鳥獣がある場合であって、当該鳥獣の生息状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るため特に必要があると認めるときは、保護管理の目標、数の調整に関する事項、生息地の保護及び整備に関する事項等を内容とする特定鳥獣保護管理計画を樹立することができるものとする。

##### (2) 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るための特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限等

都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において環境庁長官が定める特定鳥獣についての捕獲の禁止又は制限に代えて当該特定鳥獣について捕獲の禁止又は制限を定める等の措置を講ずることができるものとする。

##### (3) 許可事由の追加

鳥獣の捕獲等に関する許可に関して特定鳥獣保護管理計画に定めるところによる特定鳥獣の数の調整をその許可の事由として追加するものとする。

##### (4) 指示

環境庁長官は、鳥獣の保護繁殖を図るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対して特定鳥獣に関する捕獲の禁止又は制限等に関し必要な指示をすることができるものとする。

#### 2 狩猟免許制度の改善

乙種狩猟免許（装薬銃に関する狩猟免許）の狩猟免許を交付された者は、丙種狩猟免許（空気銃等に関する狩猟免許）の狩猟免許を交付された者とみなすものとする。

#### 3 施行期日

狩猟免許制度の改善に関する規定は平成12年4月16日から、その他の規定は公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

## 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案委員会修正

### 【要 旨】

政府は、この法律の施行後3年を目途として、改正後の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検討条項を附則に設けるものである。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 緑の国勢調査その他の自然環境に関する調査を徹底し、国全体の鳥獣の生息状況を適切に把握するとともに、都道府県における調査を支援し、これらの成果を野生鳥獣の保護管理施策に積極的に活用すること。
- 2 鳥獣の保護繁殖等を担当する人材の確保、資質の向上を図ること。また、野生鳥獣との共存の森づくりに係る事業、鳥獣保護区の適切な設定等を通じ、野生鳥獣の生息しやすい環境整備を進め、野生鳥獣の移動ができる回廊づくりを積極的に検討するとともに、防護柵の整備等の被害防除対策事業の推進、被害防除に係る対策技術の開発及び普及を図ること。
- 3 狩猟者が生態系の安定的な維持等に十分な配慮を行うこととなるよう、狩猟者のモラルの向上を図ること。また、狩猟や駆除が、事故、水鳥等の鉛中毒等の悪影響を及ぼさないよう、適切な措置を早急に講ずるとともに、関係地方公共団体と協力し、狩猟、駆除の対象となったシカ等の死骸の適切な処理体制の整備を促進すること。
- 4 特定鳥獣保護管理計画の策定のための指針等を定めるに当たっては、専門家及び自然保護団体等の意見を広く聴くとともに、計画の内容が、野生鳥獣の生息地の保全整備、被害の防除に万全を期し、過剰な捕獲をもたらさないように定められるべきである趣旨を明確にすること。また、都道府県において適切な合意の下で特定鳥獣保護管理計画が策定されるよう、科学的な調査の徹底、目標や対策についての野生鳥獣の被害者、専門家、自然保護団体、NGOなどの意見の十分な反映等に関し、政府は、都道府県に対し、助言、指導その他の支援を行うこと。
- 5 西日本地域のツキノワグマなどの個体数が著しく減少している特定の野生鳥獣の個体群についても、関係県において特定鳥獣保護管理計画が積極的に策定されるよう、政府は、その策定及び実施に対する支援に万全を期すこと。
- 6 関係地方公共団体における鳥獣保護行政の体制強化のため必要な支援に努めるとともに、都道府県知事の権限に属する普通種等の鳥獣の捕獲等に関する許可に係る事務について、地域の実状に応じて適切に市町村に委譲され、円滑に制度の運用が図られるよう、都道府県を指導すること。
- 7 関係都道府県が特定鳥獣の個体群の増減等に関する調査を十分に行い、その結果を当該計画の運用又は改定に反映させるよう、政府は、指導、助言に努めるとともに、国による適切なモニタリングを実施し、それらの結果緊急に必要な場合は、関係都道府県又

は市町村に対し迅速かつ的確な指示を行うこと。

- 8 野生鳥獣の保護を一層明確にした法制度、鳥獣による農林業者の被害救済措置、公的機関が主導する捕獲体制の強化、野生鳥獣の保護管理のための国と地方の責務の一層の明確化等につき早急に検討を行うこと。

右決議する。

## 住宅の品質確保の促進等に関する法律案（閣法第63号）（先議）

### 【要 旨】

本法律案は、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めをしようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 住宅の性能表示の整備

- (1) 建設大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法の基準である日本住宅性能表示基準を定めなければならない。
- (2) 建設大臣が指定した住宅性能評価機関は、日本住宅性能表示基準に基づく住宅性能評価を行い、標章を付した住宅性能評価書を交付することができる。
- (3) 住宅性能評価書が契約において交付された場合等には、表示された性能を有する住宅を完成させ、又は引き渡す契約がなされたものとみなす。
- (4) 日本住宅性能表示基準に基づく評価について、業務の効率化を図る体制を整備するとともに、日本住宅性能表示基準が予想していない評価方法について、特別の定めをする。

#### 2 住宅に係る紛争処理体制の充実

- (1) 建設大臣は、弁護士会等を指定住宅紛争処理機関として指定することができる。
- (2) 指定住宅紛争処理機関は、住宅性能評価書が交付された住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行う。
- (3) 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として設立された財団法人を、住宅紛争処理支援センターとして指定することができる。

#### 3 瑕疵担保責任の特例

住宅の新築に係る建設工事の請負契約及び新築住宅の売買契約において、請負人又は売主は、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵を10年間担保する責任を負うこととするとともに、契約によって期間を伸長できる特例を設ける。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 住宅性能表示制度の利用の促進及び瑕疵担保責任特例制度により欠陥住宅に関するトラブルが根絶されるよう、多様な媒体を活用する等の積極的な広報活動により、制度の

周知徹底を図ること。

- 2 日本住宅性能表示基準の策定に当たっては、積雪寒冷地等地域の特殊性を勘案するとともに、住宅のバリアフリー化や居住者の健康に配慮したものとなるよう検討すること。また、いわゆるシックハウス問題に関し、関係省庁間の連携を図り、調査研究や被害の防止等に積極的に取り組むとともに、地方公共団体等による取組を支援すること。
- 3 住宅性能表示制度及び瑕疵担保責任特例制度の運用に当たっては、情報提供や技術普及の体制整備及び瑕疵保証円滑化基金の充実強化等により、中小業者が特に不利になることのないよう配慮すること。
- 4 住宅性能表示制度を利用しない住宅及び中古住宅並びに住宅のリフォームに関する売買・請負契約等に係る紛争の相談窓口の整備充実に努めること。また、中古住宅に係る性能表示制度や保証体制の整備について早急に検討すること。
- 5 指定住宅紛争処理機関の行う住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準は、住宅紛争処理が的確に行われるよう客観的かつ具体的な記述に努めるとともに、その策定に際しては、関係者の意見の十分な聴取や策定経過の公開等を通じ手続の透明性を確保すること。
- 6 本法に基づく各種機関の指定に当たっては、既存の公益法人を活用するとともに、各種機関の情報開示を促す等その業務が適正に行われるよう指導監督に努めること。
- 7 住宅紛争処理支援センターによる各種業務の公正な実施を確保するため、その役職員には幅広い人材の活用がなされるよう指導監督すること。
- 8 住宅購入者等と専門業者間の情報の格差にかんがみ、住宅購入等に必要な知識や情報の住宅購入者等への積極的な提供に努めるとともに宅地建物取引業法の的確な運用等を通じて、不動産取引一般に関する紛争の予防に努めること。

右決議する。

## 環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第75号）

### 【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて最近における地球環境問題等をめぐる情勢に適切に対応するため、環境事業団（以下「事業団」という。）の業務として、地球温暖化対策の推進に特に資すると認められる緑地を設置し、及び譲渡する業務等を追加するとともに、資金の貸付けに係る業務を廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 目的の改正

事業団の業務の見直しに伴い、目的に地球環境保全に寄与することを加えるほか所要の改正を行う。

#### 2 業務の追加

事業団の業務として新たに次の業務を定める。

- (1) 一般廃棄物の最終処分場若しくは産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了した後のその跡地若しくは公害の原因となる物質により土壌が汚染されている区域又は当該跡地若しくは区域と合わせてそれらの周辺において、地球温暖化対策の推進に特に資するとともに、当該跡地又は区域の周辺地域における生活環境の保全に資すると

認められる緑地で、都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡する。

- (2) 産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域において、産業廃棄物の広域的かつ適正な処理等を図るため、産業廃棄物処理施設であると同時に一般廃棄物処理施設である施設等を設置し、及び譲渡する。
  - (3) 廃棄物の処理に関する技術を企業等の研究開発能力を活用することにより開発し、その成果を普及するほか、廃棄物の処理の促進を図るため必要な調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行う。
  - (4) 公害の原因となる物質の除去に必要な機材であって政令で定めるものの貸付けを行う。
  - (5) 開発途上地域からの技術研修員に対し事業団の業務に関する技術的知識であって開発途上地域における環境の保全に資するものを習得させるための研修を行う。
- 3 業務の廃止  
従前行っていた公害防止施設、産業廃棄物処理施設等への融資業務を廃止する。
  - 4 その他  
事業団に毎年度長期借入金等の償還計画を立てることを義務づける。

#### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 廃棄物、リサイクル、有害物質、地球環境保全対策等、環境政策の今日的な課題に的確に対応し、環境事業団がその期待される役割を積極的に展開し得るよう適切な措置を講ずること。
- 2 環境事業団の融資業務を引き継ぐ日本政策投資銀行においては、環境対策分野への金融が十全に確保される措置を講ずるとともに、他の分野の政策金融機関においても、循環型社会の形成の視点に立った適切な融資を行う等、環境対策の実効が上がるよう努めること。
- 3 特殊法人の改革が行われているなかで、環境事業団の個別事業の実施に当たっては、将来国民に負担転嫁することとならないよう特に留意するほか、環境事業団が引き続き処理する既往の貸出債権の管理及び回収が今後とも適正に行われるよう適切な措置を講ずること。
- 4 環境分野については、非営利団体の活動が特に重要であることにかんがみ、その支援の一翼を担う地球環境基金のさらなる充実に努めること。
- 5 地球温暖化対策緑地の整備に当たっては、最終処分場跡地等並びにそれらの周辺の環境調査を十分に行い、その結果を公表すること。また、地球温暖化対策緑地の整備の際には、緑地整備に限らず太陽光発電施設の設置などの対策も併せて行うことを検討する等、再生可能エネルギーの普及にも資する施策に配慮すること。

右決議する。

# 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（閣法第88号）

## 【要 旨】

本法律案は、特定の化学物質について、事業者による自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者による届出等による環境への排出量等の把握並びにその性状及び取扱いに関する情報の提供の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

### 1 化学物質管理に係る事業者の責務等

国が定める化学物質管理指針に留意して特定の化学物質の取扱い等に係る管理を行うこと等を事業者の責務とし、国及び地方公共団体は、事業者に対する技術的助言、必要な人材の育成等の措置を講ずる。

### 2 化学物質の排出量等の届出の義務付け（P R T R制度）

(1) 事業者は、その事業活動に伴う特定の化学物質の排出量の把握等及び国への届出を義務付けるとともに、国はその届け出られた事項について集計し、集計結果を公表する。

(2) 個別事業所の排出量等の情報についても、営業秘密を確保しつつ、国民の請求に応じて開示する。

(3) 届出義務を課されない中小の事業者、家庭等からの排出量について、国が当該排出量を算出、集計し、その集計結果を事業者から届け出られた排出量等と併せて公表する。

### 3 化学物質安全性データシート（MSDS）の交付の義務付け

事業者は、特定の化学物質等を譲渡し、又は提供する場合、その相手方に対して当該化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務付ける。

### 4 その他

(1) 国による調査の実施、罰則等に関し、所要の規定を設ける。

(2) 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内で政令で定める日からとするが、2の制度については2年6月、3の制度については1年6月を超えない範囲内で政令で定める日からとする。

なお、本法律案は、衆議院において、次の修正が行われた。

第1に、指定化学物質を定める政令は、環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮する。

第2に、事業者からの届出は、営業秘密に係る請求がある場合を除き、都道府県知事を經由しなければならないものとし、その際、都道府県知事は意見を付すことができる。

また、営業秘密に係る請求がある場合については、国に直接届け出るものとし、届出を受けた国は、届出事項を都道府県知事に通知する。

第3に、都道府県知事は、必要があると認めるときは、国に対し、当該地域に係る営業秘密が認められた届出事項について、説明を求めることができる。

第4に、法律の検討に係る期間を7年とする。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 本法における都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、都道府県との連携を強化し、届出・受付事務が円滑かつ的確に行われるよう体制整備を図り、技術的な指導助言を行うとともに、人材の育成等が図られるよう支援すること。
- 2 対象物質の選定に当たっては、内分泌攪乱作用など化学物質排出の環境への影響を未然に防止するという衆議院修正の趣旨を十分に踏まえるとともに、広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるなどOECD原則に沿った方法とすること。
- 3 化学物質排出の環境への影響を未然に防止する観点から、排出量等を適切に把握できるよう届出対象事業者等の種類、範囲を定めること。

特に、有害性の強い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること。

- 4 非点源からの排出量を的確に把握するため、基礎となる資料について関係省庁、事業者団体等の積極的な協力を求めるとともに、移動体の種類ごとの内訳がわかるように推計量を算出するよう努めること。

また、推計の資料、推計式などを都道府県に提供するとともに公開し、地方公共団体等による化学物質環境汚染対策に資すること。

- 5 営業秘密の審査に当たっては、諸外国の実情を勘案し、厳格かつ公正に行うとともに、環境庁長官又は都道府県の説明要求に対しては、事業を所管する主務大臣は十分納得できる説明を行うこと。
- 6 情報の共有が本制度運用の前提となるため、特に大量に請求する場合を中心に手数料をできる限り低廉なものとするとともに、利用者の利便性を勘案したインターネットの利用など幅広い情報提供手段を活用すること。

右決議する。

### ダイオキシン類対策特別措置法案（参第22号）

#### 【要 旨】

本法律案は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与える物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 ダイオキシン類に関する耐容一日摂取量を、4ピコグラム以下で政令で定める値とするとともに、大気、水質（水底の底質を含む。）、土壤についての環境基準を定める。
- 2 排出ガス及び排出水に関する規制
  - (1) ダイオキシン類を排出する特定施設について、排出ガス、排出水に関する排出基準を定める。
  - (2) 排出ガスの排出基準のみでは、大気環境基準の確保が困難な地域については、都道府県知事が、総量削減計画を作成し、これに基づき総量規制基準を定める。

- (3) 都道府県知事は、一定の猶予期間経過後は、排出基準又は総量規制基準に違反して継続的にダイオキシン類を排出するおそれがある者に対し改善命令を出し、排出基準違反、改善命令違反に対し、罰則をかける。
- 3 ばいじん及び焼却灰中の濃度基準を定めるとともに、最終処分場における維持管理基準を定める。
- 4 都道府県知事は、土壌に関する基準を満たさない地域を対策地域として指定し、対策計画を定める。
- 5 国は、ダイオキシン類の削減計画を作成する。
- 6 都道府県知事は汚染状況を調査測定するとともに、施設設置者は汚染状況を測定し、その結果を都道府県知事に報告する。
- 7 住民は、都道府県知事が総量削減地域の指定の申出を内閣総理大臣に行うよう申し出ることができ、総量削減計画、土壌汚染対策計画へは公聴会を通じて参加することができる。
- 8 その他
  - (1) 健康被害及び食品への蓄積の状況、小規模施設及び施設によらない廃棄物焼却の規制の在り方について検討規定を設ける。
  - (2) 施行は、原則として、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日からとする。

## 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（衆第21号）

### 【要 旨】

本法律案は、効率的かつ効果的に社会資本を整備するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 基本方針

- (1) 内閣総理大臣は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施される公共施設等の整備等に関する事業（以下「特定事業」という。）の実施に関する基本方針を定めることとする。
- (2) 基本方針は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担を明確にすること等による事業の適正かつ確実な実施の確保、民間事業者の自主性の尊重等に配慮した上、特定事業の選定、民間事業者の募集及び選定、財政上及び金融上の支援等に関する基本的な事項を定めることとする。

#### 2 実施方針等

- (1) 特定事業を実施しようとする大臣、地方公共団体の長等（以下「公共施設等の管理者等」という。）は、基本方針にのっとり、特定事業の選定、民間事業者の募集及び選定、事業の継続が困難となった場合の措置、公共施設等の立地並びに規模及び配置等を内容とする実施方針を定めることとする。
- (2) 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき特定事業を選定し、選定された特定事業は事業計画又は協定に基づいて実施されることとする。

#### 3 支援措置

特定事業に対する支援として、国庫債務負担行為の年限の延長、国有財産の無償使用、事業者に対する政府による無利子貸付け、担保不動産の活用、規制緩和の推進等の措置を定める。

#### 4 民間資金等活用事業推進委員会

- (1) 基本方針の内容、実施方針の策定状況及び特定事業の選定状況等を調査審議するため、学識経験者から成る民間資金等活用事業推進委員会(以下「PFI推進委員会」という。)を総理府に置く。
- (2) PFI推進委員会は、民間事業者等から特定事業に関する意見を受け、また、総合調整等を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 PFIに対する国民の理解を深め、また、民間事業者による発案や創意工夫を促すため、PFIの仕組みや理念等についてインターネット等多様な媒体を利用した情報提供に努めるとともに、民間事業者や出資者等による事業参加や投資の判断のため、具体的な事業の内容や官民の役割・責任・リスクの分担、安全性の確保等民間事業者が遵守すべき事項等について十分な情報開示に努めること。
- 2 特定事業の選定に当たっては、その費用や便益について通常の事業方式とPFI方式の比較を行うこと等を通じ、資金の効率的使用を実現するよう基本方針に定めること。また、客観的な比較を行うため、通常の事業方式とPFI方式の比較に関するガイドラインを策定するとともに、よりの確な評価方法の開発に努めること。
- 3 PFI事業の効率性を確認し、問題点の分析及び改善を行うため、事業実施後において事業の経済性、効率性、有効性等に関する評価を実施し、公表すること。
- 4 PFIが複雑な契約手続を要することに鑑み、PFI契約に関するガイドラインやマニュアル等を策定すること。また、地方公共団体によるPFIの導入を支援するため、情報提供、研修及び相談窓口等の体制整備に努めること。
- 5 民間資金等活用事業推進委員会の委員の任命に当たっては、民間主導の考えの下、民間人(公務員としての長期の経歴を有する者を除く。)又は学者を中心として選出すること。
- 6 PFI事業により整備される公共施設等について、その公共性と整備促進の必要性を踏まえた上で、税制上の措置が講じられるよう特段に配慮すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※7	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 2	11. 3. 10	11. 3. 23 可決 附帯決議	11. 3. 24 可決	11. 2. 12 建設	11. 3. 3 可決 附帯決議	11. 3. 4 可決
※12	都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案	衆	2. 2	3. 18	3. 30 可決 附帯決議	3. 31 可決	3. 5 建設	3. 12 可決 附帯決議	3. 16 可決
○11. 3. 5 衆本会議趣旨説明									
※24	海岸法の一部を改正する法律案	衆	2. 3	4. 26	5. 20 可決 附帯決議	5. 21 可決	3. 12 建設	4. 16 可決 附帯決議	4. 22 可決
※31	都市基盤整備公団法案	衆	2. 8	5. 21	6. 8 可決 附帯決議	6. 9 可決	4. 27 建設	5. 14 可決 附帯決議	5. 18 可決
○11. 5. 21 参本会議趣旨説明 ○11. 4. 27 衆本会議趣旨説明									
53	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案	参	2. 26	4. 9	5. 20 修正 附帯決議	5. 21 修正	6. 3 環境	6. 8 可決 附帯決議	6. 10 可決
63	住宅の品質確保の促進等に関する法律案	衆	3. 3	4. 19	4. 27 可決 附帯決議	4. 28 可決	6. 3 建設	6. 11 可決 附帯決議	6. 15 可決
75	環境事業団法の一部を改正する法律案	衆	3. 10	5. 12	5. 20 可決 附帯決議	5. 21 可決	3. 17 環境	4. 16 可決 附帯決議	4. 22 可決
88	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案	衆	3. 16	5. 26	7. 6 可決 附帯決議	7. 7 可決	4. 1 商工	5. 21 修正 附帯決議	5. 21 修正
○11. 5. 26 参本会議趣旨説明 ○11. 3. 30 衆本会議趣旨説明									

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
17	化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案	清水 澄子君 外6名 (11. 5. 13)	11. 5. 18		11. 5. 25					
○11. 7. 6 撤回申出 ○11. 7. 6 撤回 (委員会許可)										
22	ダイオキシン類対策特別措置法案	国土環境委員長 松谷 蒼一郎君 (11. 7. 6)	7. 6	11. 7. 7			11. 7. 7 可決	11. 7. 8 環境	11. 7. 9 可決	11. 7. 12 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 送付月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
21	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案	建設委員長 平田 米男君 (11. 6. 4)	11. 6. 4	11. 6. 10	11. 7. 21	11. 7. 22 可決 附帯決議	11. 7. 23 可決			11. 6. 10